

○石川県警察入札審査委員会等設置要綱の改正について

令和5年3月31日会甲達第9号
警察本部長から部課署長あて

対号 平成19年4月2日付け会甲達第5号「石川県警察入札審査委員会等
設置要綱の制定について（通達）」

石川県警察本部所管の請負工事及びこれに伴う委託業務の入札については、公正かつ適正な審査を期するため、対号により実施しているところであるが、この度、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）の一部が改正されたことに伴い、別添のとおり「石川県警察入札審査委員会等設置要綱」を改正し、令和5年4月1日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和5年3月31日をもって廃止する。

別添

石川県警察入札審査委員会等設置要綱

第1 設置

- 1 石川県警察本部所管の請負工事（交通安全施設を含む。）及びこれに伴う測量調査、設計等委託業務の入札に係る必要な事項について、公正かつ適正な審査を期するため、警察本部に入札審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 警務部会計課に、委員会において審査する以外の入札について審査を行う入札審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会及び審査会は、次に掲げる事項を審査する。

(1) 委員会

- ア 工事請負費の決裁区分（石川県財務規則第17条第2項別表第4に定める区分）が主管部長以上の請負工事で支出負担行為何額が、1億円以上の工事にかかる一般競争入札の入札参加条件等に関する事。
- イ 委託料の決裁区分（石川県財務規則第17条第2項別表第4に定める区分）が主管部長以上の請負工事に伴う測量調査、設計等委託業務及び委員長が必要と認めた委託業務にかかる指名等に関する事。
- ウ ア及びイ以外に委員長が必要と認めた事項

(2) 審査会

- ア (1)のアに規定する以外に請負工事にかかる一般競争入札の入札参加条件等に関する事。
- イ (1)のア及び(2)のアに規定する以外に請負工事にかかる指名等に関する事。
- ウ (1)のイに規定する以外に委託業務にかかる指名等に関する事。
- エ アからウ以外に会長が必要と認めた事項

第3 組織

委員会及び審査会は、次のとおり組織する。

(1) 委員会

- ア 委員会は、警察本部長、警察本部の各部長及び警務部会計課長をもって組織する。
- イ 委員長は、警察本部長をもって充てる。

- ウ 委員長に事故があるときは、警務部長がその職務を代理する。
- エ 委員長が特に必要と認めたときは、委員以外の職員を委員会に出席させることができる。

(2) 審査会

- ア 審査会は、警務部会計課の調査官以上の職員、営繕補佐及び管財補佐をもって組織する。
- イ 会長は、警務部会計課長をもって充てる。
- ウ 会長に事故があるときは、警務部会計課次席がその職務を代理する。
- エ 会長が特に必要と認めたときは、会員以外の職員を審査会に出席させることができる。

第4 審議

委員会及び審査会は、次のとおり招集、開催する。

(1) 委員会

- ア 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。
- イ 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- ウ 急施を要する事項等で、委員会を開くことができないと委員長が認めたものについては、持回り審議により委員会の審議に代えることができる。

(2) 審査会

- ア 審査会は、会長が必要に応じ招集する。
- イ 審査会は、会員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- ウ 急施を要する事項等で、審査会を開くことができないと会長が認めたものについては、持回り審議により審査会の審議に代えることができる。

第5 運営

- 1 委員会及び審査会は非公開とする。
- 2 審査の概要については、会議録を作成しなければならない。

第6 庶務

委員会及び審査会の庶務は、警務部会計課において処理するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。